

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都町田市鶴間七丁目25番1号

氏名 株式会社永野紙興
代表取締役 赤染 マリリン

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 3年 9月19日

許可の有効年月日 令和 8年 9月18日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取扱う産業廃棄物の種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（ペットボトル、フィルム及びPPバンドに限る。）

金属くず（空き缶に限る。）

（以上2種類）

破砕：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空き瓶に限る。）

（以上1種類）

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

所在地：東京都町田市鶴間七丁目25番1号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 18年 9月 19日 新規許可

令和 3年 9月 19日 更新許可 第3回

令和 4年 12月 6日 変更届 圧縮機の入替え

令和 5年 10月 12日 変更届 圧縮 廃プラスチック類（PPバンド及びフィルムの限定）追加

令和 5年 11月 28日 変更届 施設の追加（町田工場）

令和 6年 7月 22日 変更届 施設の廃止（城南島工場）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）

都認定番号:5-20-C0044

産廃エキスパート

2 事業の用に供する施設

所在地：東京都町田市鶴間七丁目25番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類 (ペットボトル、 フィルム及びPPバ ンドに限る。)	3.06(t/日)	-----	令和5年11月1日	-----	-----
	金属くず (空き缶に限る。)	3.02(t/日)	-----			
破碎	ガラスくず・コン クリートくず及び 陶磁器くず(空き 瓶に限る。)	4.8(t/日)	-----	令和5年11月1日	-----	-----

(以下余白)